

平成29年度版

# 北広島のかんきょう ～資料編～



北広島環境ひろば 2016  
環境ポスター 北広島市教育委員会教育長賞  
大曲小学校 にしむら 西村 めいが 明華 さんの作品

北広島市 市民環境部 環境課  
<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

## Contents



	<b>A 測定結果</b>
02	1 大気汚染物質の測定結果
03	2 河川水質の測定結果（生活環境項目）
07	3 交通騒音の測定結果
08	4 悪臭の測定結果
	5 ダイオキシシン類の調査測定結果（平成 11 年度～平成 25 年度）
09	6 ゴルフ場排水及び河川水の農薬検査結果
10	7 空間放射線量率の測定結果
	<b>B 環境基準等</b>
12	1 大気汚染に係る環境基準
13	2 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式
14	3 水質汚濁に係る環境基準
17	4 水質汚濁防止法に基づく排水基準
18	5 道条例に基づく上乗せ排水基準
19	6 北広島市環境保全指導要綱に基づく排水基準
20	7 騒音に係る環境基準
	8 航空機騒音に係る環境基準
21	9 特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準
22	10 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準
23	11 自動車騒音・道路交通振動の要請限度
24	12 敷地境界の地表における規制基準
	13 工場等の敷地境界における指導基準値
	14 工場等の気体排出口における指導基準値
25	15 六段階臭気強度表示法と臭気指数範囲
	16 ダイオキシシン類の環境基準
	17 ダイオキシシン類対策特措法に規定される大気基準適用施設及び大気排出基準
26	18 ダイオキシシン類対策特措法に規定される水質基準対象施設及び排出基準
	19 ダイオキシシン類対策特措法に規定される廃棄物焼却施設に係るばいじん等の処理基準及び最終処分場に係る維持管理基準
	20 ダイオキシシンの耐容 1 日摂取量（TDI）
27	21 ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針
28	22 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）
29	23 土壌の汚染に係る環境基準
30	24 廃棄物を焼却する焼却設備の構造基準

## C 公害苦情

- 32 1 公害に関する苦情の内訳
- 2 騒音・振動に係る苦情の内訳
- 3 悪臭に係る苦情の内訳

## D その他

- 34 1 北海道レッドデータブック・全国版レッドデータブックに掲載されている野生生物のうち北広島市内に生息しているもの
- 36 2 北海道ブルーリスト 2010 に掲載されている野生生物のうち北広島市内に生息しているもの
- 37 3 クリーンセンターにおける廃棄物処理状況
- 4 (ア) 資源ごみ出荷実績、(イ) 蛍光管・乾電池回収実績、(ウ) 古着・古布回収実績
- 38 4 (エ) 小型家電回収実績
- 5 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく住宅防音工事年度別実施状況
- 6 市内の道路整備状況
- 7 市道の整備状況
- 39 8 都市公園整備状況
- 9 上水道の普及状況等
- 40 10 下水道の整備状況
- 11 下水道処理施設の状況
- 12 し尿収集状況（北広島市内）
- 13 し尿処理施設の状況
- 14 廃棄物処理施設の状況
- 41 15 自動車保有台数
- 16 自動車交通量経年変化
- 17 土地利用状況

## ～参考～

大気汚染物質の測定地点図

河川水質の測定地点図

騒音・振動規制法に基づく指定地域の区域区分図

悪臭防止法に基づく規制区域の区域区分図

法令等により保全されている区域図





# A 測定結果



測定結果

表 A-1 平成 28 年度 大気汚染物質の測定結果

① いおう酸化物測定結果 (単位:  $\text{SO}_3 \text{mg}/100 \text{cm}^2/\text{日}$ )

曝露期間		測定地点								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
自	至	中央	稲穂町	青葉町	高台町	共栄	西の里	大曲 柏葉	大曲工 業団地	輪厚
H28.2.8	4.14	0.03	0.05	0.03	0.04	0.05	0.03	0.02	0.06	0.01
4.14	6.15	0.02	0.04	0.06	0.03	0.05	0.04	0.04	0.05	0.02
6.15	8.10	0.01	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
8.10	10.14	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02
10.14	12.9	0.03	0.01	0.01	0.02	0.03	0.09	0.03	0.15	0.01
12.9	H29.2.6	0.10	0.13	0.16	0.07	0.15	0.10	0.11	0.08	0.05
平均		0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	0.06	0.02

② 窒素酸化物測定結果 (単位:  $\text{NO}_2 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2/\text{日}$ )

曝露期間		測定地点			
自	至	A 北広島市街	B 国道 36 号	C 国道 274 号	D 北広団地北進通
H28.3.8	4.14	2.3	5.4	2.7	3.3
4.14	5.16	3.1	4.4	2.4	2.0
5.16	6.15	9.0	7.5	4.5	3.1
6.15	7.15	2.8	6.8	2.1	3.3
7.15	8.10	8.7	10.6	8.4	5.6
8.10	9.12	11.6	13.7	11.2	12.4
9.12	10.14	14.6	16.8	8.0	10.4
10.14	11.11	27.0	14.2	18.7	15.4
11.11	12.9	17.9	26.3	10.0	12.4
12.9	H29.1.6	10.9	9.7	7.7	9.4
1.6	2.6	4.8	5.5	3.0	6.2
2.6	3.6	5.8	6.6	4.0	5.1
平均		9.9	10.6	6.9	7.4

測定結果

表 A-2 平成 28 年度 河川水質の測定結果（生活環境項目）

① 千歳川水系（3 地点）

地 点	採 水 年月日	測 定 項 目									
		水温	透視度	pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全りん (T-P)	アンモニア 性窒素 (NH <sub>4</sub> -N)
		℃	cm	—	mg/ ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100 mℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
A 島松川 (南9号橋)	H28.4.27	9.6	50<	7.3	11	2.1	3.4	4	790	0.15	2.0
	6.22	15.3	40.0	7.2	9.1	1.6	6.0	11	4900	0.20	1.0
	9.1	18.6	48.0	7.1	8.6	1.5	5.3	9	14000	0.070	1.2
	10.19	10.4	49.0	7.3	10	2.6	3.4	5	5400	0.094	2.2
	12.7	1.8	50<	7.3	12	1.6	2.8	3	490	0.099	1.5
	H29.2.15	4.2	50<	7.2	12	2.5	3.7	4	700	0.15	3.1
B 千歳川 (千歳川橋)	H28.4.27	8.8	47.5	7.3	10	1.0	2.7	11	490	0.082	0.31
	6.22	15.8	35.0	7.1	8.2	1.5	5.0	17	14000	0.10	0.24
	9.1	20.6	12.5	7.0	7.4	1.6	5.2	44	13000	0.082	0.21
	10.19	12.1	50<	7.2	9.3	1.0	2.3	4	1400	0.060	0.18
	12.7	3.6	50<	7.3	12	1.0	2.0	4	170	0.070	0.25
	H29.2.15	3.3	50<	7.3	12	1.1	2.2	4	330	0.087	0.40
C 千歳川 (広幌橋)	H28.4.27	9.5	44.5	7.3	10	1.3	2.9	10	490	0.090	0.94
	6.22	16.5	29.0	7.0	8.6	1.9	5.6	18	11000	0.11	0.45
	9.1	21.1	11.0	7.1	7.6	2.0	4.7	37	79000	0.078	0.37
	10.19	12.4	50<	7.2	9.2	2.3	2.5	6	1100	0.064	0.67
	12.7	2.2	50<	7.3	12	1.6	2.3	5	940	0.080	0.78
	H29.2.15	3.3	50<	7.2	11	1.8	2.6	5	220	0.093	0.92

備考

- 1 網掛けは、環境基準のA類型（千歳川の基準類型）を超過したものである。
- 2 島松川は類型指定がされていないため、基準値は設けていない。

測定結果

② 野津幌川水系 (6 地点)

地 点	採 水 年月日	測 定 項 目							
		水温	透視度	pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数
		℃	cm	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ
① 熊の沢川・下流 (西の里第 1 ポンプ場近く)	H28.6.7	12.4	50<	7.8	10	0.9	4.3	4	2800
	H28.11.8	5.4	50<	7.9	11	6.1	8.0	3	9200
③ 野津幌川・下流 (立花橋)	H28.6.7	14.7	50<	7.9	10	0.9	4.4	4	1700
	H28.11.8	5.6	32	7.8	12	1.3	5.4	15	5400
④ 野津幌川・上流 (農場川合流点上)	H28.6.7	13.8	50<	8.4	12	0.8	6.4	4	490
	H28.11.8	5.3	46	7.9	12	1.1	6.0	5	1300
⑤ 農場川・下流 (野津幌川合流点上)	H28.6.7	12.3	50<	7.8	10	<0.5	5.6	5	1700
	H28.11.8	4.5	50<	7.7	12	0.5	5.0	6	1700
⑥ 立花川・下流 (野津幌川合流点上)	H28.6.7	13.1	50<	7.8	10	0.6	4.8	2	3500
	H28.11.8	5.0	45	7.6	12	0.8	4.7	7	790
⑦ 大曲川・下流 (立花 2 号橋)	H28.6.7	12.9	50<	7.7	10	0.5	3.1	3	1700
	H28.11.8	5.0	28	7.7	12	0.5	3.9	18	490

備考

1 網掛けは、環境基準のB類型（野津幌川の基準類型）を超過したものである。その他の河川は類型指定がされていないため、基準値は設けていない。

2 平成 13 年度から②熊の沢川・上流、⑧大曲川・中流を欠測としている。



測定結果

③ 輪厚川・裏の沢川水系（8地点）

地 点	採 水 年月日	測 定 項 目							
		水温	透視度	pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数
		℃	cm	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100 mℓ
① 裏の沢川・下流 (道道栗山北広島線横堰)	H28.6.8	15.5	50<	7.2	9.4	1.3	5.0	3	17000
	H28.11.9	5.5	20	7.0	12	1.1	6.3	21	49000
② 裏の沢川・中流 (五反歩川合流点下)	H28.6.8	14.9	50<	7.4	9.8	1.2	4.9	9	17000
	H28.11.9	5.0	31.5	7.2	12	0.7	5.8	14	16000
④ 輪厚川・中流 (前田橋)	H28.6.8	14.3	50<	7.7	10	0.9	3.4	2	17000
	H28.11.9	5.4	47	7.5	12	0.9	4.6	5	350000
⑤ 輪厚川・上流 (山越橋)	H28.6.8	14.1	50<	7.9	10	0.9	3.0	3	13000
	H28.11.9	5.8	41.5	7.5	12	0.8	4.7	6	16000
⑥ 輪上川・下流 (雨水調整池下)	H28.6.8	14.1	50<	7.4	11	0.6	1.8	1	1400
	H28.11.9	5.9	45	7.6	12	1.5	3.7	5	33000
⑧ 十線川・中流 (ふれあい公園)	H28.6.8	14.6	50<	8.0	10	1.5	5.0	2	1400
	H28.11.9	5.3	50<	7.5	12	0.7	5.7	4	24000
⑨ 中の沢川・上流 (大曲末広2丁目15-18前)	H28.6.8	13.9	50<	7.4	10	0.5	3.0	2	1400
	H28.11.9	6.6	38.5	7.4	11	0.7	3.5	9	5400
⑩ 輪厚川・中流2 (親水公園)	H28.6.8	15.1	50<	7.8	10	0.9	3.5	3	4900
	H28.11.9	5.6	50<	7.5	12	1.0	4.8	4	350000
備考									
1 輪厚川・裏の沢川水系は類型指定がされていないため、基準値は設けていない。									
2 平成13年度から⑦中の沢川・下流を欠測としている。									
3 平成14年度から③輪厚川・下流を⑩輪厚川・中流2に変更している。									

測定結果

④ 島松川水系（7地点）

地 点	採 水 年月日	測 定 項 目							
		水温	透視度	pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数
		℃	cm	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ
① 音江別川・下流 (音江別橋)	H28.6.9	15.9	44	7.7	9.9	1.6	5.4	14	11000
	H28.11.10	6.5	50<	7.8	12	0.5	3.8	2	3500
⑤ 島松川・中流 2 ( <small>あんざい</small> 行在橋)	H28.6.9	12.8	50<	7.6	10	<0.5	2.5	2	1700
	H28.11.10	4.1	50<	7.7	13	<0.5	2.0	1	700
⑥ 仁井別川・下流 (なかやま橋)	H28.6.9	13.7	50<	7.7	10	0.7	3.0	5	700
	H28.11.10	4.8	50<	7.6	12	<0.5	2.7	3	460
⑦ 仁井別川・中流 (三別川合流点上)	H28.6.9	14.0	50<	7.6	10	0.8	3.4	5	2200
	H28.11.10	4.3	50<	7.6	13	<0.5	2.5	1	700
⑧ 三別川・下流 (自然の森キャンプ場横)	H28.6.9	13.2	50<	7.9	11	1.5	6.2	9	2200
	H28.11.10	4.5	50<	7.6	12	<0.5	2.4	2	140
⑨ 島松川・下流 (南 15 号橋)	H28.6.9	13.1	50<	7.5	10	0.9	2.7	4	1100
	H28.11.10	4.0	50<	7.5	13	<0.5	2.3	2	790
⑩ 音江別川・中流 (親水広場)	H28.6.9	13.3	50<	7.4	9.7	1.0	4.9	7	11000
	H28.11.10	3.6	50<	7.4	13	0.6	2.6	1	1300
<p>備考</p> <p>1 島松川水系は類型指定がされていないため、基準値は設けていない。</p> <p>2 平成 13 年度から③竹山川・下流を欠測とし、④島松川・中流 1 を⑨島松川・下流に変更している。</p> <p>3 平成 14 年度から②音江別川・上流を⑩音江別川・中流に変更している。</p>									

測定結果

表 A-3 交通騒音の測定結果

路線名	評価区間	測定地点	車線数	測定結果（等価騒音レベル）		環境基準達成状況（％）		要請限度適否※2	
				昼間※1	夜間※1	昼間	夜間	昼間	夜間
国道 36号	輪厚中央5～ 輪厚	輪厚中央5丁目 （輪厚駐在所）	4	69dB	65dB	100	100	○	○
道道 仁別大曲 線	大曲～ 大曲幸町5	大曲	6	65dB	57dB	100	100	○	○
道道大曲 工業団地 美しが丘 線	大曲幸町6～ 大曲幸町7	— ※4	6	65dB ※3	57dB ※3	100	100	○	○
市道大曲 通	大曲光1～ 大曲緑ヶ丘7	大曲光2丁目1	4	68dB	61dB	100	100	○	○
市道厚別 東通	虹ヶ丘1～ 虹ヶ丘7	虹ヶ丘6丁目8	4	67dB	59dB	100	100	○	○

備考

測定日時は、平成28年11月1日11:00～11月2日11:00

※1 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

※2 「幹線交通を担う道路に近接する区域」における要請限度（昼間：75 dB、夜間70dB）以内の場合は「○」、超えている場合は「×」

※3 他の評価区間における騒音測定結果を準用した推計値

※4 路線「市道大曲通」の測定結果を準用しているため、測定地点を設けていない。



測定結果

表 A-4 平成28年度悪臭測定結果

測定場所：(株)ホクリヨウ生産札幌農場敷地境界

			H28.6.7	H28.8.25	H28.11.14	H29.2.1
測定項目	単位	規制基準等	敷地境界			
アンモニア	ppm	1	0.31	0.20	0.05	0.05
メチルメルカプタン	ppm	0.002	<0.0001	0.0001	<b>0.0007</b>	<0.0001
硫化水素	ppm	0.02	0.0001	0.0003	0.0055	<0.0001
硫化メチル	ppm	0.01	0.0007	0.0003	0.0065	0.0002
二硫化メチル	ppm	0.009	<0.0001	<0.0001	0.0002	<0.0001
トリメチルアミン※1	ppm	0.005	—	—	—	—
臭気指数	—	10	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>21</b>	<b>18</b>
風 向	16方位	—	南～南南東	南～南南東	南南東～南東	南南東～南東
風 速	m/s	—	0.3～2.6	0.4～2.5	0.3～2.7	0.3～1.2
気 温	℃	—	24.2～25.2	24.8～26.3	4.1～4.9	-1.2～-0.7

備考

1 規制基準値等は、「悪臭防止法」に基づく、敷地境界線の地表におけるA区域の規制基準値。ただし臭気指数については、「官能試験法による悪臭対策指導要綱」に定める工場等の敷地境界におけるA区域の指導基準値。

2 太字部分は規制基準値を超えたもの

※1 経年状況の結果により、測定休止

表A-5 ダイオキシン類の調査測定結果（平成11年度～平成27年度）

① 大気

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	測定時期	年平均値	環境基準
北広島団地地区(北広島団地住民センター)	平成11年度	0.086	0.6
大曲地区(大曲会館)	平成11年度	0.056	
西の里地区(消防西の里出張所)	平成12年度	0.11	
東部地区(北の台小学校)	平成12年度	0.024	
輪厚地区(西部出張所)	平成12年度	0.018	
大曲地区 (大曲中学校)※1	平成15年度	0.02	
	平成16年度	0.02	
	平成17年度	0.017	
	平成18年度	0.019	
	平成19年度	0.052	
	平成20年度	0.02	
	平成21年度	0.018	
	平成22年度	0.014	
	平成23年度	0.016	
	平成24年度	0.016	
平成25年度	0.012		
平成26年度	0.012		
平成27年度	0.013		

備考 ※1 北海道が実施したもの

測定結果

② 水質

(単位：pg-TEQ/ℓ)

測定地点	測定時期	測定結果	環境基準
輪厚川(親水広場)	平成12年度	0.11	1

③ 土壌

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	測定時期	測定結果	環境基準
大曲地区(大曲中学校)	平成12年度	5.7	1,000
西の里地区(西の里中学校)		0.03	
東部地区(北の台小学校)	平成13年度	0.97	
北広島団地地区(高台小学校)		0.075	
輪厚地区(西部中学校)※1	平成14年度	0.12	
備考 ※1 北海道が実施したもの			

④ 地下水

(単位：pg-TEQ/ℓ)

測定地点	測定時期	測定結果	環境基準
輪厚地区(輪厚中央・一般住宅)	平成14年度	0.069	1
備考 北海道が実施したもの			

表A-6 平成28年度 ゴルフ場排水及び河川水の農薬検査結果

検査農薬名		調査検体数	検出数	指導指針値	検査結果
殺虫剤	クロチアニジン	3	0	2.5mg/ℓ	ND
	クロラントラニリプロール	2	0	6.9mg/ℓ	ND
	チアメトキサム	1	0	0.47mg/ℓ	ND
殺菌剤	アゾキシストロビン	2	0	4.7mg/ℓ	ND
	イブロジオン	1	0	3mg/ℓ	ND
	イミノクタジン酢酸塩	3	0	0.06mg/ℓ	ND
	オキシ銅(有機銅)	7	0	0.2mg/ℓ	ND
	シアゾファミド	2	0	4.5mg/ℓ	ND
	チオファネートメチル	2	0	3mg/ℓ	ND
	テブコナゾール	1	0	0.77mg/ℓ	ND
	トルクロホスメチル	11	0	2mg/ℓ	ND
	ヒドロキシイソキサゾール	1	0	1mg/ℓ	ND
	フルジオキニソル	1	0	8.7mg/ℓ	ND
	プロピネブ	1	0	—※1	ND
	プロピコナゾール	4	0	0.5mg/ℓ	ND
	ボスカリド	2	0	1.1mg/ℓ	ND
	ホセチル	1	0	23mg/ℓ	ND
	マンゼブ	1	0	—※1	ND
	メトコナゾール	1	0	0.5mg/ℓ	ND
除草剤	イソプロピルアミン塩(MCPA)	1	0	0.051mg/ℓ	ND
	メコプロップPカリウム塩	2	0	0.47mg/ℓ	ND
合計		50	0		
備考 ND:定量下限値未滿					
※1 環境省において、指導指針値が設けられていない。					

測定結果

表A-7 平成28年度 空間放射線量率の測定結果

(単位： $\mu\text{Sv/h}$ )

測定箇所	H28. 5.13		H28. 8.17		H28. 11.14		H29. 2.13	
東部・団地地区 (北広島市役所)	0.05	晴	0.04	曇	0.04	晴	0.03	晴
西の里地区 (西の里出張所)	0.05	晴	0.05	雨	0.05	晴	0.04	晴
大曲地区 (大曲出張所)	0.05	晴	0.05	曇	0.04	晴	0.03	晴
備考 測定方法： $\gamma$ （ガンマ）線用 NaI シンチレーション式サーベイメータによる空間線量率測定								



## B 環境基準等



※表 B-1～B-24 における「-」は、環境基準が設けられていないことを示す。

表B-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内かそれ以下
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	表B-16 参照
備考	
<p>1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。</p> <p>5 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	



表B-2 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	いおう酸化物 (SO <sub>x</sub> )	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	①排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値を設定 許容排出量(Nm <sup>3</sup> /h)=K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup> K=17.5 (北広島市の規制値) He=補正された排出口の高さ (m) ②季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(北海道内では、札幌市の一部と旭川市の一部に適用) 硫黄含有率: 0.5~1.2%以下 ③総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(北海道内では総量規制はない)	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04~0.5g/Nm <sup>3</sup> 特別排出基準: 0.03~0.2g/Nm <sup>3</sup>	
	有害物質	カドミウム・カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 mg/Nm <sup>3</sup>
		塩素・塩化水素	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30 mg/Nm <sup>3</sup> 塩化水素: 80 又は 700 mg/Nm <sup>3</sup>
		フッ素・フッ化水素等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶解炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0~20 mg/Nm <sup>3</sup>
		鉛・鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10~30 mg/Nm <sup>3</sup>
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	①施設・規模ごとの排出基準 60~950ppm ②総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(北海道内では総量規制はない)	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準 濃度 10 本/ℓ	
		吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOC を排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC	
指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~ 600 mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 100~1500 mg/Nm <sup>3</sup>	
	トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~ 300 mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 300~ 500 mg/Nm <sup>3</sup>	
	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~ 300 mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 300~ 500 mg/Nm <sup>3</sup>	
	ダイオキシン類	表 B-18 参照		

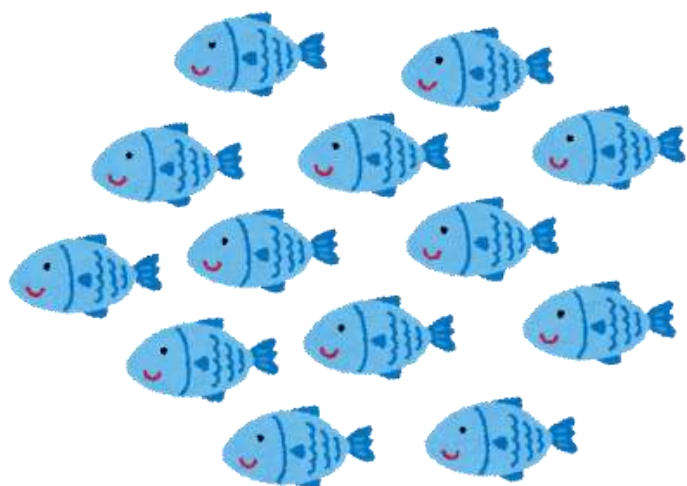
表B-3 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）＜全ての河川・地下水に適用＞

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	15	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
3	鉛	0.01 mg/ℓ以下	17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	18	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下
5	砒素	0.01 mg/ℓ以下	19	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	20	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
8	PCB	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
9	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	23	セレン	0.01 mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
11	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	25	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
12	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	26	ほう素	1 mg/ℓ以下
13	シス・1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下 ※1	27	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下 ※2	28	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下 ※2
14	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	29	ダイオキシン類	表B-16 参照

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 ※1は河川のみ、※2は地下水にのみ適用される。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。



② 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

<指定河川に限り適用（本市内では、千歳川がA類型、野津幌川がB類型に指定されている）>

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 [pH]	生物化学的 酸素要求量 [BOD]	浮遊物質 [SS]	溶存酸素量 [DO]	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下
A	水道2級・水産1級・水浴	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水道3級・水産2級	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ 以下
C	水産3級・工業用水1級	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級・農業用水	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみの浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。
- 3 利用目的の適応性の詳細については以下のとおり。
  - ・自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  - ・水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - ・水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - ・水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - ・水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - ・水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - ・水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - ・工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - ・工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - ・工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
  - ・環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③ 生活環境の保全に関する環境基準（水生生物保全環境基準）

<指定河川に限り適用されるが、本市には類域指定された河川は無い>

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。

## ④ 人の健康に保護に関する要監視項目（公共用水域）

項 目		指 針 値	項 目		指 針 値
1	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/ℓ以下	14	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/ℓ以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	15	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/ℓ以下
3	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	16	クロルニトロフェン（CNP）	—
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	17	ト ル エ ン	0.6 mg/ℓ以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	18	キ シ レ ン	0.4 mg/ℓ以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
7	フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/ℓ以下	20	ニ ッ ケ ル	—
8	イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	21	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/ℓ以下
9	オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/ℓ以下	22	ア ン チ モ ン	0.02 mg/ℓ以下
10	クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/ℓ以下	23	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/ℓ以下
11	プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
12	E P N	0.006 mg/ℓ以下	25	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/ℓ以下
13	ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/ℓ以下	26	ウ ラ ン	0.002 mg/ℓ以下

## ⑤ 人の健康の保護に関する要監視項目（地下水）

項 目		指 針 値	項 目		指 針 値
1	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/ℓ以下	13	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/ℓ以下
2	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	14	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/ℓ以下
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	15	クロルニトロフェン（CNP）	—
4	イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	16	ト ル エ ン	0.6 mg/ℓ以下
5	ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	17	キ シ レ ン	0.4 mg/ℓ以下
6	フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/ℓ以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
7	イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	19	ニ ッ ケ ル	—
8	オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/ℓ以下	20	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/ℓ以下
9	クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/ℓ以下	21	ア ン チ モ ン	0.02 mg/ℓ以下
10	プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
11	E P N	0.006 mg/ℓ以下	23	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/ℓ以下
12	ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/ℓ以下	24	ウ ラ ン	0.002 mg/ℓ以下

## ⑥ 水生生物の保全に関する要監視項目（河川及び湖沼）

項 目		類 型	指 針 値	類 型	指 針 値
1	ク ロ ロ ホ ル ム	生物A	0.7 mg/ℓ以下	生物B	3 mg/ℓ以下
		生物特A	0.006 mg/ℓ以下	生物特B	3 mg/ℓ以下
2	フ ェ ノ ー ル	生物A	0.05 mg/ℓ以下	生物B	0.08 mg/ℓ以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ以下	生物特B	0.01 mg/ℓ以下
3	ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/ℓ以下	生物B	1 mg/ℓ以下
		生物特A	1 mg/ℓ以下	生物特B	1 mg/ℓ以下
4	4-t-オクチルフェノール	生物A	0.001 mg/ℓ以下	生物B	0.004 mg/ℓ以下
		生物特A	0.0007mg/ℓ以下	生物特B	0.003 mg/ℓ以下
5	アニリン	生物A	0.02 mg/ℓ以下	生物B	0.02 mg/ℓ以下
		生物特A	0.02 mg/ℓ以下	生物特B	0.02 mg/ℓ以下
6	2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03 mg/ℓ以下	生物B	0.03 mg/ℓ以下
		生物特A	0.003 mg/ℓ以下	生物特B	0.02 mg/ℓ以下

備考  
 種類の区分については、表B-3③ 参照

表B-4 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		許容限度	有害物質の種類		許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l	14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
2	シアン化合物	1 mg/l	15	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/l
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/l	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
			17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/l
			18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/l	19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
5	六価クロム化合物	0.5 mg/l	20	チウラム	0.06 mg/l
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/l	21	シマジン	0.03 mg/l
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l	22	チオベンカルブ	0.2 mg/l
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	23	ベンゼン	0.1 mg/l
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/l	25	ほう素及びその化合物	10 mg/l
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	26	ふっ素及びその化合物	8 mg/l
12	ジクロロメタン	0.2 mg/l	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計)
13	四塩化炭素	0.02 mg/l			

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- カドミウム及びその化合物についての排水基準は、次の4業種については、暫定排水基準が適用される。
  - 金属鋳業、暫定排水基準：0.08 mg/l、適用期間：平成31年11月30日まで
  - 非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に限る）、暫定排水基準：0.09 mg/l、適用期間：平成29年11月30日まで
  - 非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に限る）、暫定排水基準：0.09 mg/l、適用期間：平成29年11月30日まで
  - 溶融めっき業（溶接亜鉛めっきに限る）、暫定排水基準：0.1 mg/l、適用期間：平成29年11月30日まで

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

項目		許容限度	項目		許容限度
一般項目	水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	特殊項目	ノルマルヘキサ ン抽出物質	5 mg/l
	生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/l (日間平均 120mg/l)		鉍油類	30 mg/l
	浮遊物質 量(SS)	200mg/l (日間平均 150mg/l)		動植物油脂類	5 mg/l
	大腸菌 群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>		フェノール類	3 mg/l
			銅	2 mg/l	
			亜鉛	10 mg/l	
			溶解性鉄	10 mg/l	
			溶解性マンガン	2 mg/l	
			クロム		

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鋳業に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 上記の項目以外に、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及び燐含有量の許容限度が定められているが、海域、湖沼等の特定の水域に排出される排水水に限って適用されるため、北広島市内の工場及び事業場には、適用されない。

表B-5 道条例に基づく上乗せ排水基準

① 有害物質に係る上乗せ排水基準

適用区域	業種	シアン化合物
石狩川水域	特定金属鉱業	0,6 mg/ℓ

備考  
 1 「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼（そう）鉛鉱業及び砒（び）鉱業をいう。

② 生活環境項目に係る上乗せ排水基準

適用区域	対象業種・対象施設	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川水域	肉製品製造業	80mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	乳製品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が1,000m <sup>3</sup> 以上のものに限る）	80mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	紙製造業	—	—	150mg/ℓ	110mg/ℓ
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る）	150mg/ℓ	110mg/ℓ	120mg/ℓ	100mg/ℓ
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く）	—	—	120mg/ℓ	100mg/ℓ
	化学肥料製造業	—	—	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	ガス供給業	80mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	と畜業（活性汚泥法により排水を処理するものに限る）	—	—	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）	40mg/ℓ	30mg/ℓ	90mg/ℓ	70mg/ℓ
	し尿浄化槽（昭和46年9月23日以前に設置されたもので、処理対象人員が501人以上のものに限る）	120mg/ℓ	90mg/ℓ	—	—
	し尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもので、処理対象人員が501人以上のものに限る）	80mg/ℓ	60mg/ℓ	—	—
	し尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたもので、処理対象人員が501人以上のものに限る）	40mg/ℓ	30mg/ℓ	90mg/ℓ	70mg/ℓ
	下水道終末処理施設（活性汚泥法等により下水を処理するものに限る）	—	20mg/ℓ	—	70mg/ℓ
下水道終末処理施設（高速散水濾床法等により下水を処理するものに限る）	—	60mg/ℓ	—	120mg/ℓ	

備考  
 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、一日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。



表B-6 北広島市環境保全指導要綱に基づく排水基準

① し尿浄化槽に係る排水基準

項	目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
処理 対象 人員	50人以下	5.8以上 8.6以下	90 mg/ℓ以下 (日間平均)	200 mg/ℓ以下 (日間平均)	3,000 個/ml以下 (日間平均)
	51人以上 500人以下		60 mg/ℓ以下 (日間平均)	150 mg/ℓ以下 (日間平均)	
	501人以上		30 mg/ℓ以下 (日間平均)	70 mg/ℓ以下 (日間平均)	

備考

- この表に掲げる排水基準は、昭和47年10月1日以後に設置されたものに限り適用される。
- 一定規模以上のゴルフ場の開発事業、コースの改造等を行う場合にあっては、「北広島市ゴルフ場等開発事業指導要綱」別表第1に掲げる指導基準が適用される。

② 排水の汚染状態の許容限度

項	目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
許容限度		5.8以上 8.6以下	260 mg/ℓ (日間平均 200 mg/ℓ以下)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ以下)	3,000 個/ml以下

備考

- この表に掲げる排水基準は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設で、一日当たりの平均的な排水の量が20m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満の施設に限り適用される。



表B-7 騒音に係る環境基準

地域の類型 ※1	当てはめ地域	地域の区分 ※2		基準値	
				昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 ※3	65デシベル以下 ※3
		イ	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
		ウ	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 ※3	65デシベル以下 ※3
		イ	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
		ウ	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 ※3	65デシベル以下 ※3
		イ	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
		ウ	一般地域	60デシベル以下	50デシベル以下
備考					
※1 上記のA~C類型の他に、AA類型もあるが、北広島市内にAA類型に指定されている地域はない。					
※2 地域の区分					
ア 「幹線交通を担う道路に近接する空間」： 高速自動車国道、一般国道、道道及び市道(市道にあっては4車線以上の区間に限る)等の道路の敷地の境界線から以下に示す距離の範囲をいう。 ・2車線以下の車線を有する道路：15m    ・2車線を超える車線を有する道路：20m					
イ 「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」： 2車線以上の車線を有する道路に面する地域のうち、アに該当しない地域。 「車線を有する道路に面する地域」： 車線を有する道路に面する地域のうち、アに該当しない地域。					
ウ 「一般地域」：ア、イに該当しない地域。					
※3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下)によることができる。					

上表の基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表B-8 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	当てはめ地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	57デシベル以下
II	上記以外の市内全域	62デシベル以下



表B-9 特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準

## ① 騒音

区域の区分	地域の区分	基準値		
		昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時・ 19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	45 デシベル以下	40 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

## ② 振動

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 第1種区域及び第2種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。			

表B-10 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

## ① 騒音

区域の区分	第1号区域	第2号区域
地域の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域  近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域に該当しない区域
規制基準値	85デシベル以下	
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

## ② 振動

区域の区分	第1号区域	第2号区域
地域の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域  近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域に該当しない区域
規制基準値	75デシベル以下	
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

表B-11 自動車騒音・道路交通振動の要請限度

① 自動車騒音

区域の区分		地域の区分	基準値	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
a 区域	幹線交通を担う道路に近接する区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	75 デシベル	70 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
	1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
b 区域	幹線交通を担う道路に近接する区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	75 デシベル	70 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
	1車線を有する道路に面する区域			
c 区域	幹線交通を担う道路に近接する区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75 デシベル	70 デシベル
	車線を有する道路に面する区域			
<p>備考</p> <p>「幹線交通を担う道路に近接する区域」：                      高速自動車国道、一般国道、道道及び市道(市道にあっては4車線以上の区間に限る)等の道路の敷地の境界線から以下に示す距離の範囲をいう。                      ・2車線以下の車線を有する道路：15m      ・2車線を超える車線を有する道路：20m</p>				

② 道路交通振動

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼 (8~19時)	夜 (19~8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

表B-12 敷地境界の地表における規制基準

(単位：ppm)

規制物質名	臭いの種類	区域の区分	
		A区域	B区域
1 アンモニア	し尿のような臭い	1	2
2 メチルメルカプタン	腐った玉ネギのような臭い	0.002	0.004
3 硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02	0.06
4 硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	0.05
5 二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009	0.03
6 トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	0.02
7 アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	0.05	0.1
8 プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	0.1
9 ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.03
10 イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02	0.07
11 ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.02
12 イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003	0.006
13 イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9	4
14 酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3	7
15 メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1	3
16 トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
17 スチレン	都市ガスのような臭い	0.4	0.8
18 キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
19 プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03	0.07
20 ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001	0.002
21 ノルマル吉草酸	濡れた靴下のような臭い	0.0009	0.002
22 イソ吉草酸	濡れた靴下のような臭い	0.001	0.004

表B-13

工場等の敷地境界における指導基準値

区域区分	A区域	B区域
臭気指数	10	14

表B-14

工場等の気体排出口における指導基準値

区域区分	A区域	B区域
臭気指数	30	34

備考

- 1 区域区分とは、悪臭防止法に基づき市が指定する区域で、都市計画法に基づく住居専用地域等、主として住居の用に供されている地域をA区域、工業地域等、主として工業の用に供されている地域をB区域とする。  
A区域では、法で定められた規制基準の範囲の中で最も厳しい基準を適用する。
- 2 臭気指数とは、臭いのある空気を無臭の空気で臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。  $Z = 10 \log Y$  Z：臭気指数 Y：臭気濃度
- 3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。
- 4 上記指導基準値は「官能試験法による悪臭対策指導要綱」（北海道）に基づくものである。道内の町村のみに適用となる基準値であるが、参考として掲載する。

表B-15 六段階臭気強度表示法と臭気指数範囲

臭気強度	臭気指数の範囲	内 容
0	-	無臭
1	-	やっと感知できる臭い
2	-	何の臭いであるかがわかる弱い臭い
2.5	10 ~ 15	2 と 3 の中間
3	12 ~ 18	らくに感知できる臭い
3.5	14 ~ 21	3 と 4 の中間
4	-	強い臭い
5	-	強烈な臭い

備考  
六段階臭気強度とは、調香師（香料等の製造にあたる臭いの専門家）が感知した臭気の強さを6段階に示したもので、これと特定悪臭物質濃度や臭気指数との関係に基づき、規制基準が定められる。

表B-16 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	留意事項
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</li> <li>基準値は、年間平均値とする。</li> </ul>
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域及び地下水について適用する。</li> <li>基準値は、年間平均値とする。</li> </ul>
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域の水底の底質について適用する。</li> </ul>
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。</li> <li>環境基準が達成されている場合であっても、250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</li> </ul>

表B-17 ダイオキシン類対策特措法に規定される

大気基準適用施設及び大気排出基準 (単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

号	特定施設の種 類	排出基準	
		新設施設	既設施設
1	焼結鉱製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	4t/h 以上	0.1
		2t/h 以上 4t/h 未満	1
		2t/h 未満	5

備考  
既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m<sup>2</sup> 以上、又は焼却能力 200 kg/h 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用される。

表B-18 ダイオキシン類対策特措法に規定される水質基準対象施設及び排出基準

号	特定施設の種 類	排出基準
1	パルプ製造用塩素系漂白施設	10 pg-TEQ/ℓ
2	アセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	
5	担体付きの触媒の製造用廃ガス洗浄施設	
6	二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用各施設	
8	クロロベンゼン・ジクロロベンゼン製造用水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用各施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4 ナフトキノンの製造用ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造用各施設	
12	アルミニウム製造用廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛回収用各施設	
14	担体付き触媒（使用済み）からの金属回収用各施設	
15	廃棄物焼却炉発生ガス処理施設	
16	PCB処理施設	
17	フロン処理施設	
18	第1号～第17号、第19号に掲げる施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号～第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	
備考 廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/ℓ		

表B-19 ダイオキシン類対策特措法に規定される廃棄物焼却施設に係るばいじん等の処理基準及び最終処分場に係る維持管理基準

廃棄物焼却施設で発生するばいじん・焼却灰その他の燃え殻の処理基準	3ng-TEQ/g 以下
廃棄物最終処分場から排出される水の維持管理基準	10pg-TEQ/ℓ以下

表B-20 ダイオキシンの耐容1日摂取量（TDI）

4 pg-TEQ/kg/日	人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがないと判断される体重1kg当たりの1日当たりの摂取量
---------------	---

表B-21 ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針 (単位：mg/ℓ)

種類	農薬名	指導指針値	農薬名	指導指針値
殺虫剤 (8種類)	イソキサチオン	0.08	トリクロルホン (DEP)	0.05
	クロルピリホス	0.02	フェニトロチオン (MEP)	0.03
	ダイアジノン	0.05	ベルメトリン	1
	チオジカルブ	0.8	ベンスルタップ	0.9
殺菌剤 (13種類)	イプロジオン	3	テトラコナゾール	0.1
	イミノクタジナルバシル酸塩 及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)	トルクロホスメチル	2
	キャプタン	3	バリダマイシン	12
	クロロタロニル (TPN)	0.4	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
	シプロコナゾール	0.3	ペノミル	0.2
	チウラム (チラム)	0.2	ホセチル	23
	チオファネートメチル	3		
除草剤 (6種類)	シクロスルファミロン	0.8	フラザスルフロン	0.3
	シマジン (CAT)	0.03	ナプロパミド	0.3
	トリクロピル	0.06	MCPAイソプロピルアミン 塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)

備考

- この表は「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（平成 29 年 3 月 9 日環水大土発第 1703091 号）」である。
- 表に記載のない農薬であっても、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（水濁基準値）が設定されているものについては、その値の 10 倍値を指針値とする。
- 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその 10 倍値を指針値とする。

表B-22 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）

項 目		土壤含有量基準 (mg/土壤 1kg)	土壤溶出量基準 (mg/検液 1ℓ)	
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	1	四 塩 化 炭 素	—	
	2	1, 2-ジクロロエタン	—	
	3	1, 1-ジクロロエチレン	—	
	4	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	
	5	1, 3-ジクロロプロパン	—	
	6	ジ ク ロ ロ メ タ ン	—	
	7	テトラクロロエチレン	—	
	8	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	
	9	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	
	10	トリクロロエチレン	—	
	11	ベンゼン	—	
	12	クロロエチレン	—	
(第2種特定有害物質) 重金属等	12	カドミウム及びその化合物	150	
	13	六価クロム化合物	250	
	14	シアン化合物	遊離シアンとして 50	検液中に検出されないこと
	15	水銀及びその化合物	15	水銀が0.0005以下 かつ検液中にアルキル水銀が 検出されないこと
	16	セレン及びその化合物	150	0.01
	17	鉛及びその化合物	150	0.01
	18	砒素及びその化合物	150	0.01
	19	ふっ素及びその化合物	4,000	0.8
20	ほう素及びその化合物	4,000	1	
(第3種特定有害物質) 農薬等	21	シマジン	—	0.003
	22	チウラム	—	0.006
	23	チオベンカルブ	—	0.02
	24	ポリ塩化ビフェニル	—	検液中に検出されないこと
	25	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと



表B-23 土壌の汚染に係る環境基準

項 目		基 準 値
1	カ ド ミ ウ ム	0.01mg/検液 1ℓ 以下かつ、農用地においては、0.4 mg/米 1kg 以下
2	全 シ ア ン	検液中に検出されないこと
3	有 機 燐 ※1	検液中に検出されないこと
4	鉛	0.01 mg/検液 1ℓ 以下
5	六 価 ク ロ ム	0.05 mg/検液 1ℓ 以下
6	砒 素	0.01 mg/検液 1ℓ 以下かつ、農用地(田に限る)においては、15 mg/土壌 1kg 未満
7	総 水 銀	0.0005 mg/検液 1ℓ 以下
8	ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地(田に限る)において 125mg/土壌 1kg 未満
11	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/検液 1ℓ 以下
12	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/検液 1ℓ 以下
13	ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/検液 1ℓ 以下
14	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/検液 1ℓ 以下
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/検液 1ℓ 以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/検液 1ℓ 以下
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/検液 1ℓ 以下
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/検液 1ℓ 以下
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/検液 1ℓ 以下
20	テトラクロロエチレン	0.01 mg/検液 1ℓ 以下
21	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/検液 1ℓ 以下
22	チ ウ ラ ム	0.006 mg/検液 1ℓ 以下
23	シ マ ジ ン	0.003 mg/検液 1ℓ 以下
24	チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 mg/検液 1ℓ 以下
25	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/検液 1ℓ 以下
26	セ レ ン	0.01 mg/検液 1ℓ 以下
27	ふ っ 素	0.8 mg/検液 1ℓ 以下
28	ほ う 素	1 mg/検液 1ℓ 以下
29	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/検液 1ℓ 以下
備考		
※1 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう		

表B-24 廃棄物を焼却する焼却設備の構造基準

- 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること。
- 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く）。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

## C 公害苦情



表C-1 公害に関する苦情の内訳

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
平成 24 年度	0 件	0 件	4 件	0 件	3 件	0 件	7 件
平成 25 年度	0 件	2 件	2 件	1 件	1 件	0 件	6 件
平成 26 年度	0 件	1 件	4 件	0 件	3 件	0 件	8 件
平成 27 年度	0 件	3 件	4 件	0 件	2 件	0 件	9 件
平成 28 年度	0 件	0 件	2 件	0 件	3 件	1 件	6 件
<p>備考</p> <p>統計上の統一から同一原因の場合は、1 件として記録されています。</p> <p>※自衛隊関係の苦情は除く。</p>							

表C-2 騒音・振動に係る苦情の内訳

発 生 源	工場・事業場	建設作業	自動車	航空機	深夜営業	その他	計
平成 24 年度	2 件	1 件	0 件	2 件	0 件	45 件	50 件
平成 25 年度	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	25 件	26 件
平成 26 年度	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	17 件	19 件
平成 27 年度	3 件	0 件	0 件	1 件	0 件	18 件	22 件
平成 28 年度	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	21 件	23 件
<p>備考 その他には、自衛隊の砲弾演習に係る苦情や騒音・振動の発生源が不明のものを含む。航空機はヘリコプターを除く。</p>							

表C-3 悪臭に係る苦情の内訳

	工場・事業場	農業・畜産業	家庭生活	その他	合 計
平成 24 年度	0 件	3 件	0 件	0 件	3 件
平成 25 年度	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
平成 26 年度	0 件	3 件	0 件	0 件	3 件
平成 27 年度	1 件	1 件	0 件	0 件	2 件
平成 28 年度	1 件	2 件	0 件	0 件	3 件
<p>備考</p> <p>件数内訳については、環境省の統計と同様に同一発生源における苦情については 1 件として記録</p>					

## D その他



表D-1 北海道レッドデータブック・全国版レッドデータブックに掲載されている

野生生物のうち北広島市内に生息しているもの

哺乳類 (3種)			ツメナガセキレイ※1	Nt	
種名	道	国	ヒメクイナ※1	Nt	
ヒナコウモリ ※1	Nt		ヒメウ※1		EN
カラフトアカネズミ	N		シロチドリ		VU
ヒグマ ※1			ツルシギ		VU
エゾシマリス		DD	タカブシギ		VU
鳥類 (43種)			ハマシギ		NT
種名	道	国	両生類(2種)		
チュウサギ	Nt	NT	種名	道	国
シジュウカラガン ※1	Vu	CR	エゾサンショウウオ	N	DD
マガン ※1	Nt	NT	トノサマガエル		NT
ヒシクイ	Nt	VU	魚類(17種)		
コハクチョウ ※1	Nt		種名	道	国
オシドリ	Nt	DD	スナヤツメ		VU
トモエガモ ※1	Nt	VU	シベリアヤツメ ※1	Nt	NT
ミコアイサ	Vu		ヤマメ	N	NT
ミサゴ	Vu	NT	オショロコマ	Nt	VU
ハチクマ ※1	Nt	NT	エゾウグイ	N	
オジロワシ	En	VU	マルタウグイ	N	
オオワシ ※1	En	VU	エゾホトケドジョウ	En	EN
オオタカ	Vu	NT	イトヨ ※1	N	
ハイタカ	Vu	NT	エゾトミヨ	Nt	VU
ケアシノスリ	Nt		ハナカジカ	N	
ハイイロチュウヒ ※1	Nt		イシカリワカサギ ※2	Nt	NT
チュウヒ	Vu	EN	ゲンゴロウブナ ※1		EN
シロハヤブサ ※1	Nt		カワヤツメ		VU
ハヤブサ	Vu	VU	ヤチウグイ ※1		NT
エゾライチョウ	Nt	DD	ジュズカケハゼ		NT
ウスラ	Nt	VU	ドジョウ		DD
マナヅル ※1		VU	イバラトミヨ	Nt	
クイナ ※1	Nt				
ヒクイナ ※1	Nt	NT			
アカアシシギ ※1	Vu	VU			
オオジシギ	Nt	NT			
セイタカシギ	Nt	VU			
トラフズク ※1	Nt				
ヨタカ	Nt	NT			
ヤマセミ	Nt				
アカショウビン ※1	Nt				
クマガラ	Vu	VU			
オオアカゲラ	N				
アカモズ	Nt	EN			
ギンザンマシコ ※1	Nt				
マキノセンニュウ※1		NT			

昆虫類 (39 種)			その他無脊椎動物(1 種)		
種名	道	国	種名	道	国
カラカネイトトンボ	Nt		ニホンザリガニ		VU
オオミスギワカメムシ	Nt		植物(47 種)		
オオコオイムシ	Nt		種名	道	国
ゲンゴロウ ※1	Nt	VU	ミクリ	Nt	NT
ジャコウカミキリ	Nt		タマミクリ		NT
ケマダラカミキリ	N		ヒメウキガヤ	Nt	
エゾカミキリ	Nt		アカスゲ	Vu	VU
クロルリハムシ	Nt		ホソスゲ	Vu	EX
シロヒゲナガゾウムシ	Nt		イトスゲ	Nt	
チャマダラヒゲナガゾウムシ	Nt		ミスアオイ	Vu	NT
エグリバナヒゲナガゾウムシ	Nt		コウライワニグチソウ	Nt	EN
ギンイチモンジセセリ	N	NT	コジマエンレイソウ	Nt	VU
ゴマシジミ (北海道西部亜種)	N	NT	シラオイエンレイソウ		VU
ヒョウモンチョウ (北日本亜種)	N	NT	キンセイラン	En	VU
エゾクシヒゲモンヤガ	Nt	VU	サルメンエビネ	En	VU
ウスアオヨトウ	Vu		クゲヌマラン		VU
エゾアオゴミムシ	Nt		ユウシュンラン	En	VU
キタマルクビゴミムシ	Nt		トケンラン		VU
マルガタゲンゴロウ ※1		VU	クマガイソウ	En	VU
エゾアカヤマアリ		VU	エゾサカネラン	Cr	
キタアカシジミ		VU	サカネラン	Cr	VU
ウラギンスジヒョウモン		VU	ツレサギソウ	Nt	
キスジウスキヨトウ		VU	ヤマトキシソウ	En	
クシロモクメヨトウ		VU	ヒロハトンボソウ		VU
セアカオサムシ		NT	エゾノミズタデ	Vu	
イグチケブカゴミムシ		NT	ノダイオウ		VU
ケシゲンゴロウ		NT	エゾマンテマ	Vu	VU
キベリクロヒメゲンゴロウ		NT	フクジュソウ	Vu	
ガムシ		NT	シラネアオイ	Vu	
ハイイロボクトウ		NT	ヤマシャクヤク	Nt	NT
カバイロシジミ		NT	ベニバナヤマシャクヤク	En	VU
スゲドクガ		NT	エゾオトギリ		VU
ミヤマキシタバ		NT	ナガハシスミレ	Nt	
ヒメシロシタバ		NT	オオウメガサソウ		NT
ホシヒメセダカモクメ		NT	ホソバツルリンドウ		VU
キオビホオナガスズメバチ		DD	エゾナミキ		VU
モンスズメバチ		DD	テイネニガクサ	Nt	NT
ツノアカヤマアリ		DD	ミヤマママコナ	Nt	
ネグロクサアブ		DD	キヨスミウツボ	Nt	

植物 (47種)			エゾムグラ※2	Nt	VU
種名	道	国	キタササガヤ ※2	Nt	
タヌキモ	Nt	NT	ササガヤ ※2	Nt	
エゾノミスタデ	Vu		フタバラン ※2	Nt	
クロミサンザシ ※2	Cr	EN	フタマタイチゲ ※2	Nt	VU
ハイハマボス ※2	Vu	NT	モメンツル ※2	Nt	
エゾエノキ ※2	Nt				

1 この表は、北広島市自然環境調査業務報告書（平成 13 年 3 月）に掲載されている生物に下記の生物を加えたものである。

※1 北広島市史 下巻（平成 19 年 2 月 28 日発行）に追加掲載された生物

※2 道がホームページで北広島市内に生息していると公表している生物

2 レッドデータブックのカテゴリーランクについては、以下のとおりである。

「道」：北海道版レッドデータブック

Ex：絶滅 Ew：野生絶滅 Cr：絶滅危惧ⅠA種 En：絶滅危惧ⅠB種 Vu：絶滅危惧Ⅱ類

Nt：準絶滅危惧 N：留意 Dd：情報不足 Lp：絶滅のおそれのある地域個体群

「国」：全国版レッドデータブック

EX：絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

表D-2 北海道ブルーリスト 2010 に掲載されている野生生物のうち北広島市内に生息しているもの

分類	分類	種名
国外外来種	ほ乳類	ドブネズミ、クマネズミ、アライグマ、ミンク
	鳥類	コウライキジ、ドバト
	爬虫類	アカミミガメ
	昆虫類	オオモンシロチョウ、ケチビコフキソウムシ、ニカメイガ、アシグロハモグリバエ、イネミスソウムシ
	植物	セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、その他 156 種
国内外来種	両生類	トノサマガエル、ツチガエル
	鳥類	カササギ
	魚類	キンブナ、コイ、ドジョウ、モツゴ
	昆虫類	カラマツイトヒキハマキ、カラマツヒメハマキ、カブトムシ
	植物	カラマツ、フジ、イタドリ、ヒメヨモギ、ヨモギ、フキ、スギ、メギ、ニラ
不明	植物	フィリオオイタドリ

※ 北海道ブルーリスト 2010 に掲載されている野生生物のうち、平成 12 年度に市が実施した調査によりその生息を確認した生物や道がホームページで北広島市内に生息しているとして公表している生物



表D-3 クリーンセンターにおける廃棄物処理状況 (単位：t)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年度末住民基本 台帳人口(人)		60,044	59,717	59,525	59,140	58,964
一般廃棄物 (資源ごみ除く)	家庭系	10,366	10,896	10,620	10,683	10,416
	1日1人当 りの排出量(g)	473.0	499.9	487.5	494.9	484.0
	事業系	4,497	4,963	5,244	5,263	5,523
	小計	14,863	15,859	15,864	15,946	15,939
産業廃棄物		219	239	176	426	237
合 計		15,082	16,098	16,040	16,372	16,176

表D-4 (ア) 資源ごみ出荷実績 (単位：t)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
無色ガラス容器	64.85	71.14	44.24	56.83	48.85
茶色ガラス容器	76.29	77.08	57.45	70.91	71.42
その他ガラス容器	36.86	44.05	32.78	41.96	35.16
ペットボトル	187.29	185.09	175.96	191.15	174.18
紙製容器包装	206.16	201.69	181.47	172.72	170.34
プラスチック製容器包装	569.94	586.18	553.51	551.65	551.15
スチール製容器包装	78.28	71.78	59.84	51.03	49.83
アルミニウム製容器包装	63.74	63.48	66.40	75.89	72.02
紙パック	11.00	10.98	10.16	10.15	11.57
段ボール	267.43	273.91	268.07	250.02	227.6
新聞紙	59.27	65.21	64.42	65.32	67.42
雑誌	61.54	66.84	64.35	61.30	58.4
破碎鉄くず	8.12	14.98	11.29	6.08	8.24
粗大鉄くず	126.01	137.86	119.99	143.02	120.14
廃食用油	2.10	2.08	1.94	1.98	2.42
スプレー缶	-	-	-	7.94	15.86
合 計	1,818.88	1,872.35	1,711.79	1,757.95	1,684.60

表D-4 (イ) 蛍光管・乾電池回収実績 (単位：kg)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
蛍光管	5,290	5,110	2,780	2,250	5,220
乾電池	11,440	11,710	5,820	7,400	10,850

表D-4 (ウ) 古着・古布回収実績 (単位：kg)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
古着・古布	10,034	9,738	11,925	15,019	18,042

その他

表D-4 (工) 小型家電回収実績

(単位: kg)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小 型 家 電	-	3,590	11,860	9,603	11,620

表D-5 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する

法律に基づく住宅防音工事年度別実施状況

(単位: 件)

住宅防音対象		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
航空機 騒音	区域の区分	新規	追加分	新規	追加分	新規	追加分	新規	追加分	新規	追加分
	85W~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	80~85W	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	75~80W	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砲撃音		-	2	0	1	0	1	0	0	0	0
計		0	2	0	1	0	1	0	0	0	0
備考											
1 対象区域: 三島、島松の一部、仁別の一部											
2 追加とは、新規を修了した後、残屋の工事を行ったもの。											
3 砲撃音に係る住宅防音工事は、平成24年度から開始。											

資料: 防災・庁舎建設課

表D-6 市内の道路整備状況

平成29年3月31日現在

総実延長	市道の延長	国道の延長	道道の延長	道路公団の延長
460.2km	407.4km	17.6km	26.6km	8.6km

(注) 独立専用自転車歩行者専用道は含まない

資料: 土木事務所

※道路公団とあるのは、現在は東日本高速道路㈱(NEXCO 東日本)

表D-7 市道の整備状況

平成29年3月31日現在

実延長	舗装状況				改良状況			
	舗装済	%	未舗装	%	改良済	%	未改良	%
407.4km	327.3km	80.3	80.1km	19.7	362.9km	89.0	44.5km	11.0

資料: 土木事務所

表D-8 都市公園整備状況 平成29年3月31日現在

公園種別		内 容	公園数	面積 (ha)
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10~50haを標準として配置する。	1	47.80
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。	84	22.00
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所あたり面積2haを標準として配置する。	14	44.74
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所あたり面積4haを標準として配置する。	1	4.09
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	1	10.49
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的とする。	4	21.07
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	4	0.69
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	115	97.13
合 計			224	248.01

資料：都市整備課「公園台帳」

表D-9 上水道の普及状況等

各年度末

項 目	給水区域内人口 (A)	給水人口 (B)	普及率% (B/A)	給水量 (m <sup>3</sup> /年)	最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)
平成24年度	60,065	59,188	98.5	5,538,023	18,269
平成25年度	59,717	58,842	98.5	5,560,381	17,822
平成26年度	59,525	58,656	98.5	5,461,135	17,710
平成27年度	59,140	58,271	98.5	5,530,636	17,509
平成28年度	58,964	58,124	98.6	5,600,589	17,676
備考 平成24年度までの給水区域内人口には江別市の一部区域人口を含む					

資料：業務課

表D-10 下水道の整備状況

各年度末

項目	市街化区域 面積 (ha)	処理区域 面積 (ha)	行政人口 (A)	処理人口 (B)	普及率% (B/A)	管渠延長 (km)
平成 24 年度	1,726	1,452.4	60,044	58,003	96.6	539.1
平成 25 年度	1,726	1,518.6	59,717	57,744	96.7	550.2
平成 26 年度	1,726	1,518.6	59,525	57,589	96.7	550.5
平成 27 年度	1,726	1,518.6	59,140	57,214	96.7	550.8
平成 28 年度	1,726	1,518.9	58,964	57,061	96.8	553.4

資料：下水道課

表D-11 下水道処理施設の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設名	使用開始年月	処理人口	最大処理能力
下水処理センター（富ヶ岡 916-2）	昭和 47 年 2 月	57,666 人	24,933m <sup>3</sup> /日

資料：下水道課

表D-12 し尿収集状況（北広島市分）

各年度末

項目	し尿		簡易水洗		浄化槽汚泥		合計	
	収集量 (kℓ)	割合 (%)	収集量 (kℓ)	割合 (%)	収集量 (kℓ)	割合 (%)	収集量 (kℓ)	割合 (%)
平成 24 年度	442	9	2,820	60	1,469	31	4,731	100
平成 25 年度	736	14	2,990	58	1,475	28	5,201	100
平成 26 年度	665	14	2,864	59	1,294	27	4,823	100
平成 27 年度	670	13	2,836	56	1,535	31	5,041	100
平成 28 年度	650	14	2,712	57	1,367	29	4,728	100

資料：環境課廃棄物計画担当

表D-13 し尿処理施設の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設名	委託開始年月日	処理能力	備考
北広島下水処理センター（富ヶ岡 916 番地 2）	平成 25 年 4 月	40kℓ/日平均	消化処理方式
<p>これまでは、道央地区環境衛生組合（北の里 469、構成団体：北広島市、長沼町、南幌町、由仁町）がし尿処理を行ってきたが、平成 25 年 4 月より、処理を北広島下水処理センターに委託している。</p>			

資料：環境課廃棄物計画担当

表D-14 廃棄物処理施設状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設名	使用開始年月日	総面積	埋立面積	処理能力	備考
北広島クリーンセンター	昭和 54 年 4 月	298,832m <sup>2</sup>	126,510 m <sup>2</sup>	—	準好気性埋立地方式
資源リサイクルセンター	平成 22 年 10 月	18,996 m <sup>2</sup>	—	16 t/日	—
北広島下水処理センター バイオマス混合調整棟	平成 23 年 3 月	—	—	17 t/日	破碎・破碎選別 希釈・可溶化処理
備考 破碎棟は平成 21 年 3 月に解体した。					

資料：北広島市クリーンセンター

表D-15 自動車保有台数

項目	北 広 島 市		北 海 道	
	台数(台)	前年比(%)	台数(台)	前年比(%)
平成24年度	42,164	100.2	3,675,117	100.4
平成25年度	43,234	102.5	3,704,606	100.8
平成26年度	43,420	100.4	3,717,467	100.3
平成27年度	44,017	101.4	3,727,506	100.3
平成28年度	44,369	100.8	3,747,151	100.5

資料：北海道運輸局ホームページ

表D-16 自動車交通量経年変化

単位：台/日（平日調査）

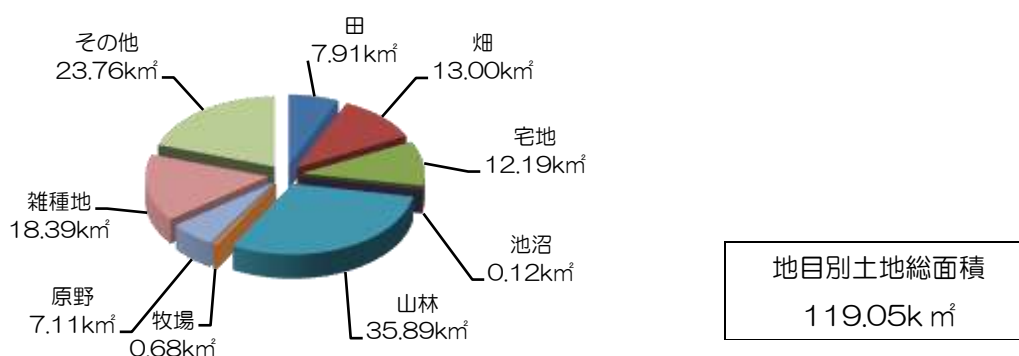
測定地点	国道36号 道道栗山北広島線 (A)	国道36号 市道広島輪厚線 (B)	国道274号 市道厚別東通線 (C)	道道江別恵庭線 道道栗山北広島線 (D)
平成24年度	36,694	36,093	31,415	—
平成25年度	—	—	—	20,761
平成26年度	—	—	—	—
平成27年度	—	—	33,205	—
平成28年度	36,800	35,958	—	20,571

備考

(A) 国道36号×道道栗山北広島線：恵庭市側 (B) 国道36号×市道広島輪厚線：恵庭市側  
(C) 国道274号×市道厚別東通線：長沼町側 (D) 道道江別恵庭線×道道栗山北広島線：江別市側  
※ 表内における「-」は、当該年度において、調査対象年度外であるため測定していないことを示す。

資料：都市計画課（北広島市道路交通調査）

グラフD-17 土地利用状況



資料：税務課「平成28年1月1日現在 固定資産概要書」



平成 29 年度版  
北広島のかんきょう～資料編～

---

2018 年 8 月 北広島市 市民環境部環境課

TEL : 011-372-3311 (代表)

e-mail:kankyo@city.kitahiroshima.lg.jp

HOKKAIDO KITAHIROSHIMA

北広島市